

Beyond

ASAHI
Research Institute

2023. 11 vol.35

エストニアから学ぶ DX 2

あさひ総研

法定相続人と法定相続分

電子帳簿保存法

年収の壁・支援強化パッケージ

特養（特別養護老人ホーム）の6割超が赤字に

Focus

株式会社 Otias

News

あさひ通信

第220回 目からウロコの新卒採用

INFORMATION



CONTENTS

エストニアから学ぶ DX 2

あさひ総研

- 01 ・相続
法定相続人と法定相続分
- 02 ・税制
電子帳簿保存法～電子取引データの保存義務～
- 03 ・労務
年収の壁・支援強化パッケージ
- 04 ・社会福祉法人
特養（特別養護老人ホーム）の6割超が赤字に

Focus 株式会社Otias（オティアス）

News

あさひ通信 第220回 目からウロコの新卒採用

INFORMATION

[Beyond] について

企業を取り巻く環境は、DX化、新型コロナウイルスへの対応、人口構造の激変、AIやロボティクスをはじめとしたテクノロジーの進展により、これまで経験したことのない状況に遭遇しています。これまでの業界の常識や前提は通用しない時代、従前の枠を超えた思考が必要な時代になっていると感じます。あさひグループではこれまでの会計事務所の枠を超えて、経営者の皆様に役立つ情報を提供、活用頂きたいという思いを込めて『Beyond』を発刊いたします。

サイバー攻撃に対する備えを



エストニアから学ぶ DX 2

統括代表社員 田牧 大祐

昨年9月に起きた eLTAX^{*1} や e-Gov^{*2} 等の4省庁23サイトや東京メトロ等のサイトをオフライン化したハッカー集団によるサイバー攻撃や今年7月の名古屋港コンテナターミナルでのランサムウェア^{*3}によるシステム障害など、サイバー攻撃による被害情報は記憶に新しい。

先日、エストニアの行政電子化サービス等を学ぶ視察機会があり、現地においてサイバーアタック対策についていくつかの話を聞いた。日本の厚生労働省にあたる社会省で働く職員の方に、サイバーアタックによる被害がないか尋ねたところ、2007年にロシアからの大規模なアタックによる被害があり、サイバーセキュリティを強化、それ以降は特段の被害はないと誇らしげに回答があった。現在、民間のサイバーアーミーの育成も進んでおり、また、首都タリンにはNATOサイバーセキュリティの教育センターがあるという。毎年、タリンではNATO加盟国が中心となり実戦的サイバー防衛演習が行われている。演習はアタックする側、ディフェンスする側に分かれて行われるものであり、2023年4月には約40か国から3000人以上が参加する規模で開催されている。

一方、日本では、省庁、鉄道、水道、港湾、病院等インフラに加え、最近では中小企業にもサイバー攻撃による被害が増えている。日本ネットワークセキュリティ協会は、10月24日に「サイバー攻撃被害組織のアンケート調査」(以下、アンケート)を公開した。アンケートによれば、2022年3月までの1年間のサイバー攻撃の種別構成は、ウェブサイトからの情報漏洩33%、エモテット^{*4}感染

28%、ランサムウェア感染13%となっている。被害の影響で見ると、ランサムウェア感染では、暗号化されたデータを復旧できた組織は50%とされ、ウェブサイトからのクレジットカード情報漏洩では、カード決済停止期間が3ヵ月以上6ヵ月未満60%、6ヵ月以上が20%と、サイバー攻撃を受けた場合の影響は非常に大きい。

エストニアは危険な隣人と向かい合う中で、IT化を推進、サイバーセキュリティも強化してきた。サイバー空間は公共空間であり、攻撃する側が自由にドアの前にたち、自由に行き来される危険がある。情報漏洩や窃盗においては、いまやリアルな世界より攻撃にあう危険度が高いといえる。中小企業でもドアの前にいつ危険な攻撃者がやってくるか分からない。サイバー攻撃への備えは中小企業においても必須の時代になっている。

*1 地方税の手続を電子的に行えるポータルシステム

*2 各府省がインターネットを通じて提供する行政情報の総合的な検索・案内サービスの提供、各府省に対するオンライン申請・届出等の手続の窓口サービスの提供を行う行政ポータルサイト

*3 身代金の要求を目的とした悪意あるプログラムで、Ransom(身代金)とSoftware(ソフトウェア)を組み合わせた造語。感染後はバックアップデータを狙い、本番環境を破壊するタイプのものもある。

*4 2014年に発見された強い感染力と拡散力を持つマルウェア(有害に動作させることを意図した悪意あるソフトウェア)で、メールの添付ファイルが主要な感染経路で、情報窃盗に加えて他のウイルスの媒介もおこなう。



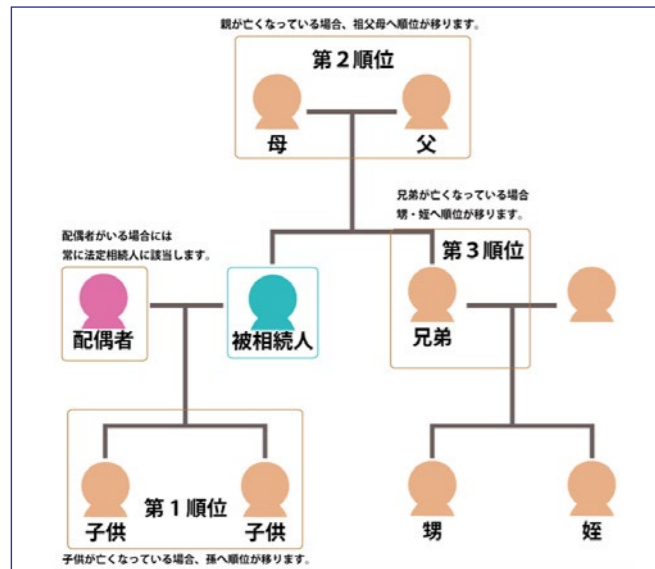
「法定相続人」とは、被相続人（亡くなった方）の遺産を相続する権利を持つ人のことです。「法定相続分」とは、民法900条で定められている遺産の取り分のことで、被相続人が遺言を残していない場合等、遺産分割が必要な場合の財産配分の目安となる割合です。今回は、法定相続人とはどこまでが対象となるのかについて、また、法定相続分の具体的な割合について説明します。

民法では、法定相続人になる被相続人の血縁者を、配偶者・子（孫）・父母（祖父母）・兄弟姉妹（甥姪）4つのグループに分けて、下記のように相続の際の優先順位を決めています。

【法定相続人の範囲及び順位】

- ・常に法定相続人：被相続人の配偶者
- ・第1順位：被相続人の子もしくは孫、ひ孫（直系卑属）
- ・第2順位：被相続人の父母もしくは祖父母（直系尊属）
- ・第3順位：被相続人の兄弟姉妹もしくは甥姪^{※1}

※1 甥姪の子には代襲しない



一方、下記のような人は被相続人に近い関係であっても、法定相続人にはなりません。

- ・養子縁組していない配偶者の連れ子
- ・被相続人の姻族（配偶者の兄弟姉妹や親など）
- ・いとこ
- ・伯父伯母、叔父叔母
- ・離婚した元配偶者
- ・内縁の配偶者
- ・相続放棄した親族

法定相続人と法定相続分

次に、分割協議における財産分割の目安となる法定相続分は、民法900条にて定められています。

- ①子及び配偶者が相続人の場合は、それぞれ2分の1ずつ
- ②配偶者及び父母が相続人の場合は、配偶者が3分の2、父母が3分の1
- ③配偶者及び兄弟姉妹が相続人の場合は、配偶者が4分の3、兄弟姉妹が4分の1
- ④子・父母・兄弟姉妹が複数人いるときは、各自の相続分は均等に分割する

上記①～④を表にすると、下記ようになります。

相続人	各相続人の法定相続分（相続財産に占める割合）			
	配偶者	子	父母	兄弟姉妹
配偶者のみ	100%	-	-	-
配偶者と子	2分の1	2分の1 ^{※2}	-	-
配偶者と父母	3分の2	-	3分の1 ^{※2}	-
配偶者と兄弟	4分の3	-	-	4分の1 ^{※2}
子のみ	-	100% ^{※2}	-	-
父母のみ	-	-	100% ^{※2}	-
兄弟のみ	-	-	-	100% ^{※2}

※2 複数いる場合は上記割合を人数で割った分が各自の割合（父母が両者存在の場合含む）

ただし、父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹（いわゆる異母兄弟などの半血兄弟姉妹）の相続分は、通常の兄弟姉妹（全血兄弟姉妹）の2分の1の相続分になることが定められています。

法定相続分は、あくまで遺産を分ける際の目安であり、絶対的なものではありません。実際、遺産の分け方については相続人が合意すれば、1人の相続人に集中させることもできます。つまり、法定相続分に縛られる必要はありません。ただし、遺産分割の際に揉めてしまい、協議や調停で解決できず審判になった場合には、裁判官が法定相続分に従って遺産を分割します。そのため、いざ分割協議に直面して揉めないためにも、法定相続人は法定相続分を理解し、認識して遺産分割をする必要があります。



山形事務所
パートナー
公認会計士・税理士 伊藤 俊和

事業会社の財務経理を経て、KPMG Japan 有限責任あずさ監査法人に勤務。現在は税理士法人あさひ会計で相続・事業承継の実務に携わる。

電子帳簿保存法 ～電子取引データの保存義務～

令和4年1月1日より施行された改正電子帳簿保存法によって、国税関係帳簿書類の電子化の要件が大幅に緩和されるとともに、電子取引における電子データ保存が義務化されましたが、経過措置により、令和5年12月31日までは電子保存できない場合は一定の要件のもと書面での保存が認められています^{*}。令和6年1月以降は電子取引にて電子データを受け取った場合は、原則電子データを保存する必要があります。

所得税法及び法人税法では、取引に関して相手方から受け取った注文書、領収書等や相手方に交付した書類の写しの保存義務が定められています。これらの取引情報を電子取引により授受した場合には、この注文書、領収書等の原資記録の保存が行われないことが大いにありえたため、電子帳簿保存法において、新たに電子取引により授受した取引情報について保存義務が設けられています。注意点として、書面で受取・交付したのものについては本法律の対象外となります。また、同一内容の取引情報が電子データと書面の両方あり、書面を正本として取り扱うこととしている場合は、正本の保存のみで事足ります。以下、ポイントをまとめます。

1. 電子取引の範囲

電子取引とは、取引情報の授受を電磁的方式により行う取引をいいます。つまり、取引に関して、受領または交付する注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類に通常記載される情報をインターネットや電子メール等により授受する取引を指します。

2. 電子データの保存要件

電子的に受け取ったり送付した請求書や領収書等については、データのまま保存しなければならず、その真実性を確保する観点から図1④にあるいずれかの措置を行う必要があります。そのうち、“訂正削除の防止に関する事務処理規程の備付”がコストを最小限に抑えられる措置と思われる。国税庁 HP でひな形が掲載されていますので、事務処理規程を備え付ける場合は参照ください（図2）。また、図1③検索機能の確保がハードルが高いものとなっていますが、令和5年度で改正が行われています。詳細はBeyond2023.3月号で取り上げておりますのでそちらを参照ください。なお、図1の電子取引の保存要件を充足した適切な形で電子データを保存していれば、企業の管理の都合

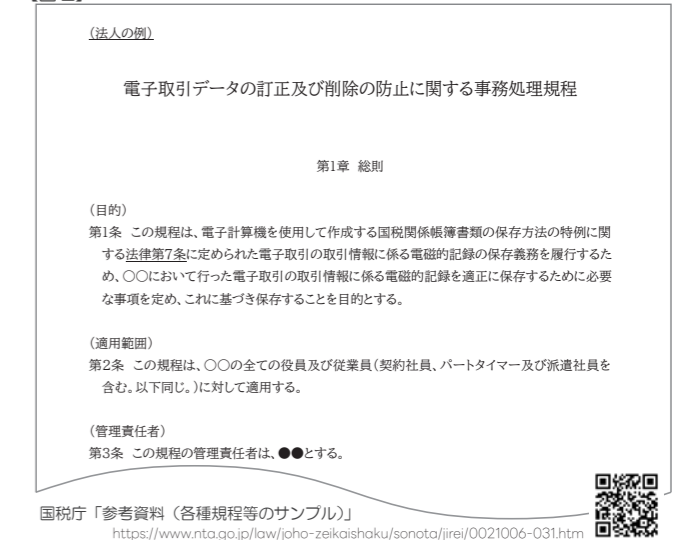
やデータ喪失時に備えて念のための書面出力したものを併せて保存しても問題はありません。

※ 電子取引の取引情報に係る電子データを保存時に満たすべき要件に従って保存することができなかったことについて、所轄税務署長がやむを得ない事情があると認め、かつ、税務調査等の際に、その電子データの出力書面等の提示又は提出の求めに応じることができるようにしている場合に限り、

【図1】電子取引の保存要件

要件	概要
① 電子計算処理システムの概要を記載した書類の備付け	自社開発のプログラムを使用する場合に限る
② 見読可能装置の備付け等	<ul style="list-style-type: none"> ・電子データの備付・保存をする場所に電子計算機・プログラム・ディスプレイ及びプリンタ並びにこれらの操作説明書を備付 ・電子データをディスプレイの画面及び書面に整然とした形式及び明確な状態で、速やかに出力できること
③ 検索機能の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・取引年月日・取引金額・取引先を検索条件として設定 ・日付又は金額に係る記録項目についてはその範囲を指定して条件を設定 ・二以上の任意の記録項目を組み合わせ条件を設定
④ 改ざん防止措置	<p>次のいずれかの措置を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・タイムスタンプが付された後の授受 ・授受後2か月以内にタイムスタンプを付す ・データの訂正削除を行った場合にその記録が残るシステム又は訂正削除が出来ないシステムの利用 ・訂正削除の防止に関する事務処理規程の備付

【図2】



国税庁「参考資料（各種規程等のサンプル）」
<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jrei/0021006-031.htm>



山形事務所
審査部
早坂 賢人

審査部にて従事。決算書や申告書のチェックを日々行う。



9月27日に、厚労省が「年収の壁・支援強化パッケージ」を公開しました。現在、パートタイマーの一部は、被扶養者要件（年収130万円未満、年金受給者等は180万円未満）を満たすため、年収を抑える目的で働く時間を短く抑えています。一方で、最低賃金は今年加重平均が1,000円を超える等賃金水準が上がり、年収制限の範囲で働こうとすると、労働時間がますます短くなってしまい、人手不足もあいまって、雇用する側にとっては、被扶養者として働く労働者の年収制限が苦しい足かせとなっています。そこで、示されたのが「年収の壁・支援強化パッケージ」です。労働時間を増やして社会保険に加入した場合の保険料負担インパクトを和らげ、社会保険加入を促進するものであるといえます。



年収の壁・支援強化パッケージ

■106万円の壁への対応

①キャリアアップ助成金のコースの新設

短時間労働者が新たに被用者保険の適用となる際に、労働者の収入を増加させる取組を行った事業主に対して、複数年（最大3年）で計画的に取り組むケースを含め、一定期間助成（労働者1人当たり最大50万円）を行う。

助成対象となる労働者の収入を増加させる取組には、賃上げや所定労働時間の延長のほか、被用者保険の保険料負担に伴う労働者の手取り収入の減少分に相当する手当（社会保険適用促進手当）の支給も含めることとする。

②社会保険適用促進手当の標準報酬算定除外

被用者保険が適用されていなかった労働者が新たに適用となった場合に、事業主は、当該労働者に対し、給与・賞与とは別に「社会保険適用促進手当」を支給することができることとする。

※手当などにより標準報酬月額・標準賞与額の一定割合を追加支給した場合、キャリアアップ助成金の対象となり得る。

社会保険適用促進手当は、被用者保険適用に伴う労働者本人負担分の保険料相当額を上限として、最大2年間、当該労働者の標準報酬月額・標準賞与額の算定に考慮しない。

※同一事業所内において同条件で働く他の労働者にも同水準の手当を特例的に支給する場合には、社会保険適用促進手当に準じるものとして、同様の取扱いとす。

■130万円の壁への対応

③事業主の証明による被扶養者認定の円滑化

被扶養者認定において、人手不足による労働時間延長等に伴う一時的な収入変動である旨の事業主の証明を添付することで、迅速な認定を可能とする。（収入基準は厚労省からは示されておらず、扶養認定をする健康保険の判断となる。扶養認定2回まで。）

■配偶者手当への対応

④企業の配偶者手当の見直し促進

中小企業においても配偶者手当の見直しが進むよう、見直しの手順を示す。



いまの社会保険労務士事務所
特定社会保険労務士 今野佳世子

埼玉県内3か所の労働基準監督署にて労災認定・保険給付業務等に従事。2008年いまの社会保険労務士事務所を開業。2010年特定社会保険労務士付記。



特養（特別養護老人ホーム）の6割超が赤字に

公益社団法人全国老人福祉施設協議会（以下「老施協」とする。）は、10月3日に「全国老施協トップセミナー」を開催しました。老施協が毎年会員施設を対象に実施している「収支状況等調査」で、令和4年度のサービス活動収益対経常増減差額比率がマイナスの特養が、前年度の43.0%よりも19ポイント上昇して62.0%となったとする速報値の緊急告知を行いました（同調査における赤字施設数の割合の推移については、図表1を参照）。この速報値に関しては、老施協会員4776施設のうち、回答のあった1600施設のデータをもとに集計したものとされています。

赤字率が過去最高となったのはもちろんですが、赤字法人の増加率は、平成17年から令和1年まで18.3%（年平均1.22%）程度でしたが、令和1年から令和4年までの増加率は27.7%（年平均9.23%）と大幅上昇となりました。近年の物価高や人件費の増加がいに法人の経営に大きな影響を与えているかが読み取れます。

上記の調査結果を受け、老施協では10月6日付で「物価高騰対策および介護現場で勤務する職員の処遇改善に関する緊急要望」として現下の危機的な状況を鑑み、令和5

年の緊急経済対策・補正予算において、光熱水費、食材費の物価高騰へのさらなる対応、および介護現場で勤務する職員の処遇改善を緊急にお願いしたい旨の文章を自由民主党あてに提出しています。

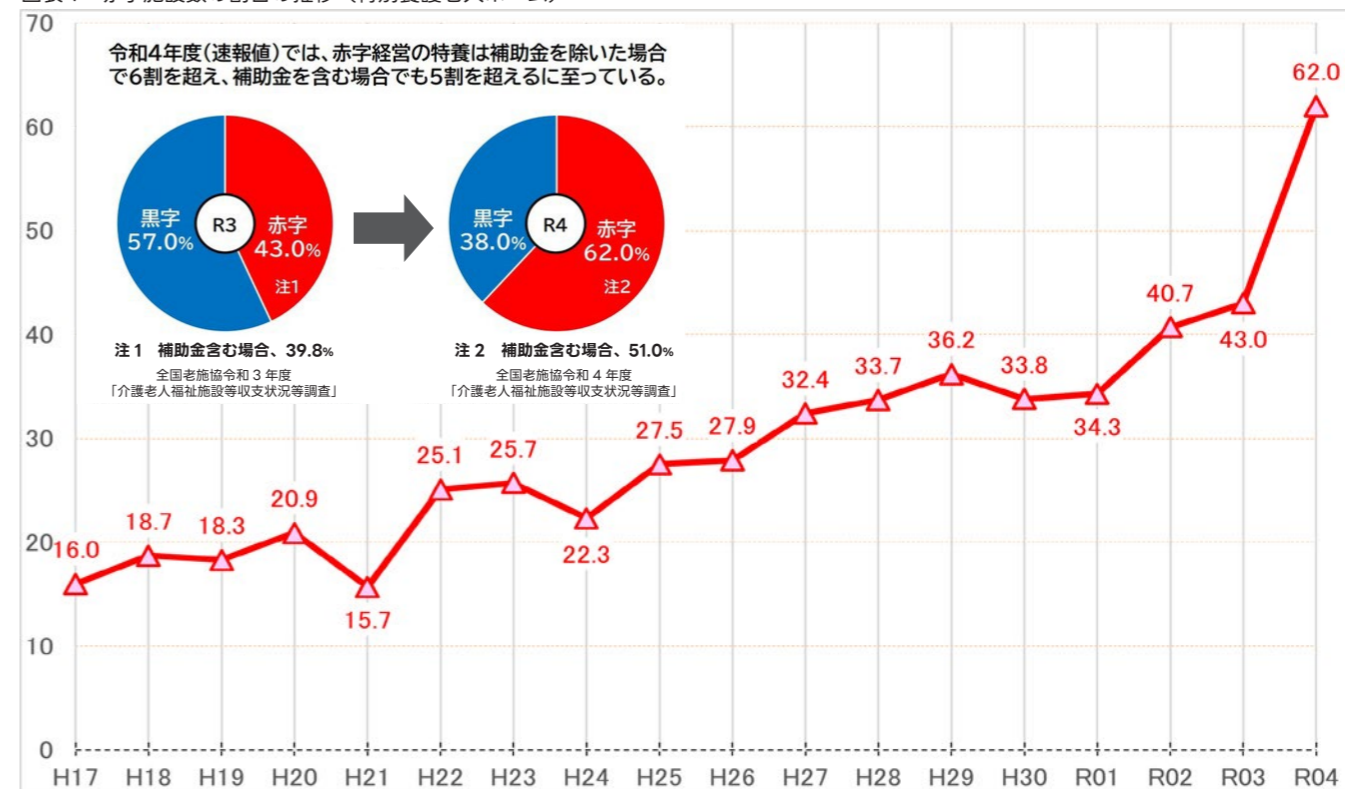
赤字法人が62%の結果は2022年の会計年度でした。食材費、光熱水費、人件費などは今年度に入ってからも上昇し続けており、より一層、法人の経営を圧迫していることが想定されます。これらの費用の補填が、今後法人が施設を運営していく上での緊急の課題となっています。



山形事務所
経営支援部
チームマネージャー
三沢 博美

一般の事業会社のほか、医療関係及び社会福祉法人を担当。

図表1 赤字施設数の割合の推移（特別養護老人ホーム）



資料：全国老人福祉施設協議会「全国特養_収支状況等調査報告書」から作成

Focus

さくらんぼ畑に囲まれて
山形らしい働き方のできるオフィス

建築とはどうあるべきなのかこれからの建設業界のあり方や魅力的な働き方などを本気で考える会社です。

株式会社 Otias は 1977 年 4 月に山形県東根市に管工事業（株式会社齋藤管工業）で創業し 2020 年 6 月に社名を『Otias』へと変更しました。私たちはまちをかたちづくる建物やさまざまなインフラ、まちに暮らす人たちと関わり合いながら地域に寄り添う企業を目指しています。

Otias

株式会社 Otias (オティアス)
https://otias-inc.jp/
山形県東根市野田 580
TEL.0237-47-4884



2023 年 9 月、建設業の未来を生み出す新たな拠点として新社屋が完成しました。完成したオフィスはさくらんぼの木々に囲まれて、山形らしい働き方のできる魅力的なオフィスが設計のコンセプトです。

建設の仕事をする社員たちのすぐ隣で学校帰りの子供達が宿題をしたり、引退した方々がさくらんぼの手入れを手伝ったり、建設業に興味のある高校生、大学生向けにレクチャーが開かれたり。さまざまな世代、立場の人たちの交流ができる場としての空間のあるオフィスとなりました。

建屋の平面形状はさくらんぼ畑や水盤のある広場などさまざまな広場を切り取るように細長く枝分かれしながら敷地内に広がっており、場所によって異なる景色を楽しみながら働くことのできるフリーアドレス制のワークスペースとなっていて、給湯を兼ねたカフェスペースではゆっくりと寛ぐこともできます。外観は周囲の山々呼応する特徴的な屋根を掛けることで東根の風景と調和しながらも新たな街のシンボリックな形状です。

私たちは、老若男女さまざまな人が集まり「働くこと」と「学ぶこと」「楽しむこと」が一体となった、地域に開かれた新しいオフィスを目指しています。



あさひグループ新職員のご紹介



所属：ASAHI Accounting Robot 研究所
山形オフィス

小出 康博 (こいで やすひろ)
【8SU】

■趣味はロードバイクで山形の美しい景色と美味しいものを探ることです。前職では高齢者福祉施設にて施設事務のほか、法人全体の IT 管理や IT お助け隊をしてきました。前職とはガラッと変わった環境になりますが前向きに取り組んでまいります。



所属：ASAHI Accounting Robot 研究所
東京オフィス

向井 賢一 (むかい けんいち)
【Mukaken】

■10 月からロボ研のメンバーに加わりました向井です。前職では RPA を使い、非エンジニアが各自で業務効率化する事を支援していました。趣味は [イベント企画運営 (動画配信)]、[近所をウォーキング] です！皆様のお力になれるように頑張ります！

EventReport | 10月6日(金) 第2回【芋煮会議】開催

AM：第47回 Power Automate for desktop ユーザー会

PM：懇親会



今回のユーザー会は、Power Automate for desktop 最新情報の紹介を皮切に、ユーザー企業様の事例発表や Microsoft MVP スペシャルゲストトークなど、山形会場+オンラインの【芋煮会議】ならではのラインナップで開催しました。現地16名、オンライン80名強と、たくさんのお客様にご参加いただきました。ありがとうございました。



ご参加くださった皆さま、ありがとうございました！<(_)_>



この日は絶好の芋煮会日和でした！

午後は馬見ヶ崎河川敷に移動し、山形名物 芋煮会を開催。秋晴れの空の下、ユーザー様、スペシャルゲストとロボ研メンバーが入り混じり、美味しい芋煮に舌鼓を打ちながら、和気あいあいと話が弾みました！



米沢牛&里芋 de 芋煮♡さらに…



ぐるぐるウインナーと焼肉もご用意。いずれも大好評でした◎

今年もブルーシートに車座！The★山形の秋！！

目からウロコの新卒採用

公認会計士・税理士 **栗田 健一**



“新卒採用の成功の型を限定公開”と銘打って「採用革新セミナー」を開催した。講師は新卒採用コンサルティング会社(株)レガシードの近藤悦康社長だ。(株)レガシードは正社員 50 名の会社だが新卒応募者数が 17,000 名を超え、2021 年度の大学生が選ぶ人気インターンシップランキングでは中小企業にも拘らずニトリ、ANA、資生堂、NTT データ等に続く全国 10 位に位置付けられた。

講演後の質疑応答では、皆さんが「目からウロコ」だったと感想を述べ、何と参加企業の半数近くがレガシードとの個別面談を希望する結果となった。講演の内容をたどってみよう。

1) 中小企業に優秀な人材は来ないという勘違い

レガシードは創業 3 年目、社員 10 数名の頃にリクルートを含む 13 社から内定を獲得していた男子学生の実現している。さらに翌年には星野リゾートほか数社から内定を得ていた大阪大卒の女子学生を獲得している。

あさひ会計も 7 年前からレガシードの指導を受けているが、当時約 60 名の社員のときに応募数 360 名、個別の会社説明会参加者数 85 名、その中から選りすぐって優秀な新卒 6 名を採用し今やあさひ会計の中核となっている。会計事務所業界もご多分に漏れず人材不足が今や業界にとって最大の課題となっているなか、他事務所の先生方は「あさひ会計を除いて」と枕詞をつけて人材不足を論じているほどだ。最近では銀行の内定を蹴ってあさひ会計に入社したり、新卒入社 1 年目で税理士試験に科目合格 (5 科目合格すれば税理士となる) したり、既に学生時代に 2 科目に合格した学生が入社するなど優秀な人材が集まっている。

他社でもレガシードのコンサル先で社員 9 名の塗装業の会社が 3 名の大卒を獲得するなど中小企業が新卒新人を獲得する事例に事欠かない。

では、なぜ中小企業に優秀な人材は来ないと勘違いしてしまうのだろうか。近藤社長は、現時点での大企業と自社の企業規模や知名度や福利厚

生等の労働条件を比較するからだという。社長自身が将来こうありたいというイメージをしっかり持ち、未来の自社像を学生たちに訴えれば、新卒学生の上位 5~20% (約 2 万人~8 万人) は①未来に希望のある会社を、②自ら創造できる会社を、③困難もあるが自己が成長できる会社を選ぶというのだ。それは優秀な人材ほど、成長を目指す志の高い経営者に魅力を感じるからだという。

優秀な人材は、大手企業の歯車になって自分の能力や才能を封印してしまうよりも、小さくとも自分の能力や才能次第で企業と共に成長できる会社の方がエキサイティングだと感じるのだ。近藤社長は、優秀な若者の期待に応える新卒採用活動こそが自社を魅力的で将来性のある会社に変えていくためのイノベーション活動だという。

2) 3 月から採用活動が始まるという勘違い

かつて経団連が 3 月を採用活動の解禁日としていたことから 3 月採用活動が始める会社が多いが、近年では大学 3 年生の 3 月には内定が決まっているケースが多い。あさひ会計でも今年 10 月時点で、2025 卒 (現在 3 年生) の学生 4 名に対して実質内定を出しており、来年 2 月にはさらに 2、3 名に内定を出す予定だ。これは数回の連続したインターンシップを通じ学生を選考している故可能といえる。

3) 新卒新人は即戦力にならないという勘違い

実は能力の低い、あるいは適性が低い人材を後から現場で教育して育て上げるのは至難の業だ。故に、どのような能力を持った人材を採用すべきか具体的に明文化 (成果目標を含む) しておく必要がある。その上で、内定期間中にマインド・スキル・ナレッジ研修を行い、即戦力化を図る。その為には内定者のアルバイトも有効な手段だ。

この他、近藤社長には新卒採用活動を通じて会社全体をイノベートする手法を様々教えて頂いたが、「経営者は、社員の幸せをめざさなければならないが、幸せは与えられるものではなく自らが勝ち取るものだ」との言葉が印象に残った。

SEMINAR

あさひ会計ホームページの What's New 「セミナー情報」をご覧ください。
会場◆【山形】あさひ会計山形事務所 【仙台】あさひ会計仙台事務所

『成長戦略・事業承継 個別相談会』 参加費：無料

現在の悩み・課題に応える手法として「M&A」を検討してみませんか。M & A・事業承継に詳しい税理士・コンサルタントが個別にご相談承ります。

◎各会場先着 5 組様限定、完全予約制
※Zoom を利用した WEB 形式の面談も可能です。



【山形】
11月13日(月)
12月12日(火)

【仙台】
11月14日(火)
12月13日(水)

◆時間：各会場共通
① 9:00 ② 10:30 ③ 13:00 ④ 14:30 ⑤ 16:00
共催/日本M&Aセンター

『～リスクリソングの第一歩～ はじめての RPA』 参加費 無料

「リスクリソングや DX について最近よく耳にするけど、具体的に何を始めたらいい?」という方の第一歩を後押しします。

主催：株式会社 ASAHI Accounting Robot 研究所
講師：エンジニア 柏倉 佑美



◎プログラム▶・Windows10、11 標準搭載の RPA 「Power Automate for desktop」とは
・企業における RPA 活用事例、リスクリソング事例から学ぶ
・Power Automate/Power Automate for desktop 自動化デモ

【山形】
12月11日(月)

【仙台】
12月7日(木)

◆時間：各会場共通 14:00 ~ 15:30 各会場定員◆8名

Microsoft Base Sendai セミナー

『RPA推進のお悩みをズバリ解決!』 ◆第5回 開発編

参加費 無料

「組織内で RPA やデジタル改善の推進リーダー担う方にむけて、導入フェーズに応じた取り組み内容やよくあるお悩みの解決方法をシリーズで紹介するセミナーシリーズです。

主催：株式会社 ASAHI Accounting Robot 研究所
講師：カスタマーエクスペリエンス/ Microsoft MVP 大澤 明日香
テクニカルエバンジェリスト/ DX アドバイザー 澁谷 匠

【オンライン開催】 11月27日(月)

◆時間：11:00 ~ 12:00



◀こんな方におすすめ▶
・RPA活用に興味がある、活動を始めたい方
・社内のRPA推進リーダー、メンバー
・デジタル活用の導入推進に興味がある方

次回 第6回/維持管理編 開催日 12月22日(金)



YouTube 動画配信中

役立つ<<税>>の情報を分かりやすく配信。限定公開です。



https://bit.ly/3Nt0xb9

現在公開中のタイトルはこちら

NEW!

【令和5年度 年末調整の変更点】

- ①扶養控除等申告書 ・非居住者における扶養控除の適用要件
・住民税の退職手当等を有する配偶者・扶養親族
- ②住宅ローン控除 ・住宅ローン控除期間の延長

【インボイス制度】

- ①制度の概要
- ②検討対象者について
- ③適格請求書発行事業者の判定フローチャート
- ④免税事業者の検討事項
- ⑤2割特例について
- ⑥事務負担の軽減措置(帳簿のみ要件の対象拡充)
- ⑦売手負担の振込手数料の取扱い
- ⑧賃貸借契約の見直し
- ⑨売手側の取扱い(対象書類)
- ⑩売手側の取扱い(端数処理)
- ⑪買手側の取扱い(取引先のインボイス)
- ⑫買手側の取扱い(立替金精算書)

ぜひご覧ください!



株式会社 Otias(P7 参照)

Beyond vol.35

2023 年 11 月 発行

発行元/あさひ総研

山形 〒990-0034 山形市東原町 2-1-27
TEL : 023-631-6521

仙台 〒980-0804 仙台市青葉区大町 1-1-30
新仙台ビルディング 4F
TEL : 022-262-4554

<https://asahi.gr.jp>